

I. 感染管理体制

1. 中伊豆リハビリテーションセンター 感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

中伊豆リハビリテーションセンターはリハビリテーション医療・福祉施設としての医療を提供するため、センター内感染を未然に防止する。さらに感染症発生時は拡大防止のために原因を特定し、収束させるよう、感染防止対策を全職員が徹底する。この考え方方に沿って医療・福祉サービスを提供できるように取り組む。

2. 院内感染対策のための組織および体制に関する基本的事項

感染防止対策は病院内で連携し審議、研究、実施するため各部署からの構成員で感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を開催する。また緊急時は臨時の委員会を行う。
また、病院長の下に感染制御部門を置き、感染制御部門に感染制御チーム（ＩＣＴ）を組織し、院内を巡回、（週1回）院内での感染症の状況把握と共に院内感染防止対策を推進する。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染対策の意識向上と感染に関する知識の周知徹底のために、入職時以外に全職員対象に年2回以上の研修会を開催する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデーターを継続的かつ組織的に把握、評価し効率的な感染対策を実施する。

5. 院内感染症の異常発生、アウトブレイクに関する基本方針

同一症状を呈する患者の多発や特定の感染症の疑いのある患者の発生時は速やかに発生原因を特定、発生原因を究明し、改善策を立案して実施する。
また届出の必要な感染症が特定された場合は速やかに保健所に報告する。

6. 患者への情報提供と説明に関する基本方針

この指針は患者等に疾病と感染対策についての説明を行い、理解と協力を得られるよう閲覧の推進に努める。

7. 院内感染対策推進のための必要な基本方針

- (1) 全職員は整備した院内感染対策マニュアルに沿って常に感染予防策を遵守する。
- (2) 感染対策マニュアルは、最新のエビデンスに基づき作成し、定期的に見直しを行う。
また、抗菌薬の適正使用を推進するために、指定抗菌薬の届出制の体制を整える。
- (3) 職員は自らが院内感染源とならないよう定期健診を受診し健康管理に留意し予防接種を積極的に行う、また個人防護具の正しい着用をし、感染防止機材を使用して職業感染に努める。